

## 第 4 参考

### 資料① 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 号）〈抜粋〉

（目的）

第一条 この法律は、一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、このような伝統的工芸品の産業の振興を図り、もつて国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（伝統的工芸品の指定等）

第二条 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

- 一 主として日常生活の用に供されるものであること。
- 二 その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- 三 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 四 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- 五 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

2 前項の規定による伝統的工芸品の指定は、当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統的工芸品の製造される地域を定めて、行うものとする。

3～7 （略）

（伝統的工芸品産業振興協会の設立）

第二十三条 その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字を用いる一般社団法人又は一般財団法人は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とし、かつ、製造協同組合等を設立時社員又は設立者の全部又は一部とするものに限り、設立することができる。

2 前項の一般社団法人又は一般財団法人（以下「協会」という。）の設立の登記の申請書には、製造協同組合等を設立時社員又は設立者の全部又は一部とすることについての経済産業大臣の証明書を添付しなければならない。

（成立の届出）

第二十三条の二 協会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、経済産業大臣に届け出なければならない。

（協会の業務）

第二十四条 協会は、第二十三条第一項に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に関し調査、研究及び指導を行うこと。
- 二 展示会の開催その他需要の開拓を行うこと。
- 三 会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行うこと。
- 四 振興計画及び共同振興計画の作成及び実施について指導、助言等を行うこと。
- 五 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行うこと。
- 六 伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行うこと。
- 七 伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行うこと。

八 伝統的な技術又は技法に熟練した従事者の認定を行うこと。

九 活性化事業、連携活性化事業及び支援事業の実施に必要な情報の提供を行うこと。

十 その他協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

(協会の業務の監督)

第二十四条の二 協会の業務は、経済産業大臣の監督に属する。

2 経済産業大臣は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(名称の使用制限)

第二十五条 協会でない者は、その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字を用いてはならない。

(協会に対する補助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、協会に対し、第二十四条の業務を行うのに必要な経費の一部を補助することができる。

(注) 下線は当省が付した。

## 資料② 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〈抜粋〉

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁<sup>りょう</sup>、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2・3 （略）

（重要無形文化財の指定等）

第七十一条 文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつていて代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第一項の規定による指定及び前項の規定による認定は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定するもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。
- 4 文部科学大臣は、第一項の規定による指定をした後においても、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として第二項の規定による認定をするに足りるものがあると認めるときは、そのものについて追加して当該認定をすることができる。

（重要無形文化財の保存）

第七十四条 文化庁長官は、重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者（以下この節において「保持者等」という。）に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を

準用する。

(選定保存技術の選定等)

第百四十七条 文部科学大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 一の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第七十一条第三項及び第四項の規定を準用する。

(選定保存技術の保存)

第百五十条 文化庁長官は、選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執ることができる。

(選定保存技術の保存に関する援助)

第百五十二条 国は、選定保存技術の保持者若しくは保存団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(注) 下線は当省が付した。

資料③ 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準（昭和 29 年文化財保護委員会告示第 55 号。昭和 50 年文部省告示第 154 号最終改正）〈抜粋〉

第一 重要無形文化財の指定基準

(略)

[工芸技術関係]

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの

(一) 芸術上特に価値の高いもの

(二) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの

(三) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

第二 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

(略)

[工芸技術関係]

保持者

一 重要無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者

二 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者

三 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となつている団体

(注) 下線は当省が付した。